

国立大学法人大分大学情報セキュリティ委員会細則

平成23年2月16日制定
平成23年細則第3号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学情報セキュリティ基本規程(平成23年規程第9号。以下「規程」という。)第11条第3項の規定により、国立大学法人大分大学情報セキュリティ委員会(以下「委員会」という。)並びに情報セキュリティ対策専門部会及び情報セキュリティ監査専門部会に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報セキュリティ対策に係る基本的事項に関すること。
- (2) 情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ基本規程等の策定、見直し、改定及び運用に関すること。
- (3) 情報関連事故の対応に関すること。
- (4) 情報セキュリティ基本方針、規程等の違反への対応に関すること。
- (5) 情報セキュリティの実施状況に係る監査等に関すること。
- (6) その他情報セキュリティに係る重要事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 総括情報セキュリティ責任者
 - (2) 総括情報セキュリティ責任者補佐
 - (3) 各学部長
 - (4) 学内共同教育研究施設等の長のうちから委員長が指名した者 1人
 - (5) 医学部附属病院長
 - (6) 事務局長
 - (7) 研究推進部長
 - (8) その他委員会が必要と認める者
- 2 前項第4号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、総括情報セキュリティ責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは、当該議事に参加した委員とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について次の委員会において報告しなけ

ればならない。

(代理出席)

第7条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(情報セキュリティ対策専門部会)

第8条 委員会に、第2条第1号から第4号まで及び第6号の事項に係る専門的事項を検討するため、情報セキュリティ対策専門部会を置く。

2 情報セキュリティ対策専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 総括情報セキュリティ責任者
- (2) 総括情報セキュリティ責任者補佐
- (3) 各学部の教員のうちから選出された者 各1人
- (4) 医学部附属病院から選出された者 1人
- (5) その他情報セキュリティ対策専門部会が必要と認める者

3 前項第3号から第5号までの委員は、次条に規定する情報セキュリティ監査専門部会の委員を兼ねることはできない。

4 第3項第3号から第5号までの委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 情報セキュリティ対策専門部会に委員長を置き、総括情報セキュリティ責任者をもって充てる。

7 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

8 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する

9 情報セキュリティ対策専門部会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

(情報セキュリティ監査専門部会)

第9条 委員会に、第2条第5号の事項に係る専門的事項を検討するため、情報セキュリティ監査専門部会を置く。

2 情報セキュリティ監査専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 総括情報セキュリティ責任者
- (2) 総括情報セキュリティ責任者補佐
- (3) 各学部の教員のうちから選出された者 各1人
- (4) 医学部附属病院から選出された者 1人
- (5) 監査室長
- (6) その他情報セキュリティ監査専門部会が必要と認める者

3 前項第3号、第4号及び第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 情報セキュリティ監査専門部会に委員長を置き、総括情報セキュリティ責任者をもって充てる。

6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

7 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

8 情報セキュリティ監査専門部会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会及び専門部会の委員長が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第11条 委員会及び専門部会の事務は、研究推進部学術情報課情報化推進室において処理する。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、委員会及び専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この細則が施行したときの委員の任期は、第3条第2項、第6条第4項及び第7条第3項の規定にかかわらず、従前の例による。
- 3 大分大学情報セキュリティ委員会規程（平成21年規程第8号）は、廃止する。

附 則（平成24年細則第26号）

この細則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成28年細則第26号）

この細則は、平成28年9月21日から施行する。

附 則（令和2年細則第4号）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年細則第18号）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年細則第9号）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年細則第16号）

この細則は、令和5年4月1日から施行する。